

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

	意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
1	制定の趣旨	条例案に賛同する。	
2	制定の趣旨	条例案に賛同する。	
3	制定の趣旨	条例案の概要に異議はない。	
4	制定の趣旨	条例案については賛成する。	
5	制定の趣旨	条例の趣旨には賛成する。	
6	制定の趣旨	賛成する。	
7	制定の趣旨	条例制定に期待している。	
8	制定の趣旨	賛成する。	
9	制定の趣旨	制定の趣旨について賛成する。	
10	制定の趣旨	条例案には賛成する。	
11	制定の趣旨	災害時において、要支援者の有無は重要な情報になると思う。	
12	制定の趣旨	賛同する。 要支援者の子どもと二人暮らしであり、自分に何かあった場合に子どものことを見守ってくれる人がいると心強い。	
13	制定の趣旨	マンションの行催事を通じてコミュニケーションの活発化を図っているが、個人情報を得るのが難しく、今回の条例制定で、情報を提供してもらえることはありがたい。	
14	制定の趣旨	千葉市が条例により自主防災組織や町内自治会等に名簿を提供できる仕組みを作ることは必要なことであり、大いに賛成である。 災害発生時に、自治会等が共助活動を行うが、名簿があればやり易くなる。	
15	制定の趣旨	民生委員だけが、名簿を持っているだけではなく、地域と名簿の共有が早く実現できるよう条例を制定すべきだと考える。	
16	制定の趣旨	本条例の制定は、福祉行政の面で大きな前進であり、是非実現して欲しい。	
17	制定の趣旨	この条例は非常に良いことだと思うし、自治会にとって役に立つ条例だと考える。 当自治会では、個人情報の取得が障害となっているため、手上げ方式でやることとしていたところに、市の条例制定を知り、期待している。 特に障害者の方は、これまでの議論の中でも、ご家族の気持ちを察して避けてきたが、この条例は障害者の方も載せており、ありがたい。 とりあえず、75歳以上の高齢者を対象に手上げ方式でスタートし、新制度が始まったら、これらを取り込んで充実したものとしていきたい。	
18	制定の趣旨	避難行動要支援者の同意を必要としない名簿は、別途作成されるのか。	町内自治会や自主防災組織等への提供用の避難行動要支援者名簿とは別に、不同意者を含む避難行動要支援者名簿を作成し、市役所内部で名簿情報を共有いたします。
19	制定の趣旨	災害時には、誰もが被災者となる可能性があり、日頃の自治会活動の行事を通して縁を作ることに力を入れている。 災害時には誰もが要援護者になることを頭にいれ、名簿を作ると言うことは少し考えたらどうか。	ご意見のとおり、誰もが被災者となる可能性があり、自力避難が困難な高齢者や障害者等を保護するため、災害対策基本法において、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿の作成が義務付けられたところであり、この名簿を活用して、地域における支援体制を構築していくことが重要であると考えます。
20	制定の趣旨	自治会防災組織共に高齢化してくることは避けられない現実であり、この状況、現実を直視し、地域ごとにほかの地域との助け合い、市への援助要請の方法、「自助、共助、公助」のすすめなども考える必要があると思う。	
21	制定の趣旨	提供を拒否した者であっても放置することはできないので、災害時は特別ということで強制的な措置を考えてはどうか。	ご意見のとおり、災害時には避難支援等に必要な範囲内で、名簿情報の拒否した方も含めた名簿情報を提供して、町内自治会や自主防災組織のほか、市が、警察、消防、民生委員と連携して避難支援等に当たることとしております。

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
22 制定の趣旨	名簿の提供が進まなかった理由は考察したのか。名簿提供を拒否しない者をすべて名簿に登載し町内自治会等で共有するのは乱暴な気がする。同意と拒否の間に、回答しないものが多数いると思われ、これを同意と扱うのは障がい者の意に反する結果を招きかねないと思うので、従来通り、同意した者のみ提供するとした方が良いと思う。地域が成熟していない今、地域住民との信頼関係をゆっくり築いていく必要があると思う。	地域への名簿情報の提供については、これまでは、本人の同意を得て、町内自治会や自主防災組織へ提供してきましたが、個別の意思確認が進まず、名簿の多くが提供されなかったことから、提供を円滑に行い、迅速な避難支援等に資するため、条例を制定することとしましたので、ご理解をお願いします。なお、名簿情報は、すべての町内自治会や自主防災組織に、一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、町内自治会や自主防災組織等からの申し出により、協定を締結した町内自治会や自主防災組織等に提供いたします。
23 制定の趣旨	情報を受け取ってから、自治会側で意思確認をしては、大変な時間がかかるだけでなく、業務に支障をきたすことになる。情報開示の方法はどのようになるのか。	名簿情報は、名簿情報の事前提供を拒否するか意思確認を、要支援者に対して行った後、町内自治会や自主防災組織等からの申し出を受け、個人情報の取扱いに関する協定を市と締結し、提供いたします。
24 制定の趣旨	情報提供が進んでいないとのことだが、90万市民に、いつ、どのような方法で要請があったか。	平成22年度から、町内自治会等に対し、地域による支援体制構築(「支えあいカード」の作成等)を促すため、モデル事業を実施しました。平成23年度からは全市的に展開することとし、自治会に対しては、防災対策課と各区の地域振興課が千葉市町内自治会連絡協議会及び各区町内自治会連絡協議会で制度の説明会を行いました。また、各区町内自治会連絡協議会の要望に応じて地区町内自治会連絡協議会、個別自治会での説明会を開催し、各自治会への制度の周知、取組みの要請を行うとともに、ホームページや市政だよりにより災害時要援護者支援に関する記事を掲載して広く市民へ周知しています。なお、同意確認を行う民生委員に対しても市の民生委員児童委員連絡協議会、各区の民生委員児童委員連絡協議会で説明会を行い協力を要請しました。現在も要望に応じて説明会を行っています。
25 名簿登載対象者	高齢者に介護度を表記したのは、具体的目安として適切だと思ふ。	
26 名簿登載対象者	災害時には、提供する個人情報の対象者について、個人情報保護の枠を超えて全員の情報提供を行うべきだと思ふ。	ご意見のとおり、災害時には避難支援等に必要な範囲内で、名簿情報の拒否した方も含めた名簿情報を提供いたします。なお、平常時の提供については、避難行動要支援者本人の状況により、地域等による支援を要しない方や地域に名簿情報を知られることを望まない方もいらっしゃるため、拒否の意思表示のあった方は除くことを考えております。
27 名簿登載対象者	名簿の対象者のうち、高齢者について、介護保険の要支援区分は1・2しかないが、1・2・3・4・5まである要介護区分を1・2と限定している理由がわからない。	介護保険の要介護3・4・5に該当する方は、年齢や世帯構成に関わらず要介護認定者として対象となります。なお、高齢者の名簿登載要件は、65歳以上の一人暮らし高齢者の中には避難支援等を必要としない方も多数いらっしゃるから、避難支援等が必要と考えられる、要介護1・2、要支援1・2の認定を受けている方としています。
28 名簿登載対象者	介護保険認定時に、要介護認定及び要支援認定は区別して認定しないので、要介護及び要支援を分けて記述するのが適切か疑問である。	わかりやすくするため、介護保険の要介護認定と要支援認定の区分を分けて記載しております。なお、条例への規定は的確な表現に努めるとともに、町内自治会や自主防災組織へ名簿情報を提供する際には、わかりやすい表記に努めます。
29 名簿登載対象者	名簿の対象者のうち「要介護3以上、要介護2以下」の記載がわかりにくい。	
30 名簿登載対象者	名簿の対象者のうち、障害者について、記述がわかりにくい。	障害者の記述について、本パブリックコメントの資料は、条例案の概要であることから、簡潔な表現にするため、障害者の要件を、「重度の障害」等という表現にしておりますが、条例には、各障害等級を明確に記述するとともに、町内自治会や自主防災組織へ名簿情報を提供する際には、わかりやすい表記に努めます。
31 名簿登載対象者	名簿の対象者のうち、難病患者について、重症という規定があるのか。	難病患者で重症者は千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱第10条による重症患者の認定を受けた方を言い、小児慢性特定疾患で重症者は千葉市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱第7条による重症患者の認定を受けた方を言います。条例への規定は的確な表現に努めるとともに、町内自治会や自主防災組織へ名簿情報を提供する際には、わかりやすい表記に努めます。

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
32 名簿登載対象者	名簿の対象者のうち、規則で定める者の要件を明らかにし、幅広く救済できるよう弾力的に運用して欲しい。	名簿の対象者(1)～(4)までの形式要件に漏れた方が、自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを(5)として設けたものです。具体的要件は、規則又は内規で定めます。
33 名簿登載対象者	名簿登載対象者の(5)の規則で定めるものを内規等で例示して欲しい。	
34 名簿登載対象者	老老介護や高齢者二人世帯のことを考慮して欲しい。	
35 名簿登載対象者	「規則」で定めるについて、明確に記述があった方が良い。	
36 名簿登載対象者	5項に「特に支援を要するものとして規則に定めるもの」とあるが、このような基準が明確で無い事項は止めるべきだと思う。	
37 名簿登載対象者	名簿の対象者のうち、(5)の名簿登載者の規則で定める者について、個人情報保護法の規定によって、災害発生時等特別な場合は、人の生命、身体、財産を守るために名簿を提供できるので、「個人情報保護法の規定によって」とした方が良いのではないか。	(5)で想定しているのは、(1)～(4)までの形式要件に漏れた方で、特に支援を必要とし、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを規定するものです。 なお、現在でも災害発生時には同意を得ることなく、名簿情報を提供できますが、本条例は、災害発生時のみならず平常時にも避難行動要支援者名簿の情報を提供できるよう制定するものです。
38 名簿登載対象者	「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」になったが、これは支援の範囲を避難行動時に限定したと考えてよいか。	「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法において新たに定義づけられたことに伴い、対象を改めて検討するとともに、呼び方を変えたもので、支援の範囲を変更したものではありません。
39 名簿登載対象者	本人への通知はどの部局からなされるのか。	保健福祉局から行う予定です。
40 名簿記載項目	提供する個人情報の項目に、障害の種類やその程度等、実際の避難行動の際に必要な情報を記載すべき。	提供する個人情報の項目として「避難支援等を必要とする事由」を設け、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居の親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする概要を記載いたしますので、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施にあたり、必要人員数や支援方法等を的確に判断する上で、必要な情報を共有できるものと考えております。 なお、その他の情報は、名簿情報提供を受けた町内自治会や自主防災組織等と避難行動要支援者との間で、「支えあいカード」の作成等を通じて、共有していただくことを考えております。
41 名簿記載項目	提供する個人情報の項目について、親、兄弟、子ども、親戚等、万が一の場合の緊急連絡先を記載すべきと思う。	災害発生時又は発生するおそれがある場合における迅速な安否確認のため、「電話番号その他の連絡先」を記載することとしておりますが、緊急連絡先については、名簿情報の提供を受けた町内自治会や自主防災組織等と避難行動要支援者との間で、「支えあいカード」の作成等を通じて、共有していただくことを考えております。
42 名簿記載項目	地域では、孤独死対応に苦慮しており、提供する個人情報の項目、身内友人等の連絡先を一項目として追加してもらいたい。	
43 名簿記載項目	現在民生委員が預かっている名簿と同じ内容であるが、支えあいカードの内容と結びつけて考える人も少なくないのではないかと。民生委員は、預かっている名簿について、要支援名簿ではなく、同意を求めるための名簿と考えている人も多いのではないかと。	現在、民生委員が預かっている名簿は、災害時要援護者名簿として提供しておりますが、町内自治会等への提供には同意が必要になります。 条例による避難行動要支援者名簿は、拒否の意思表示を示した方を除いた名簿となります。
44 名簿記載項目	高齢者の場合、住民票住所と実住所が違うケースがあるため、住民票住所だけではなく、実居住地も反映した名簿になるよう検討してほしい。	避難行動要支援者名簿は、市内に居住する者を対象としており、高齢者実態調査等での、実居住地の把握に努めてまいります。
45 名簿情報提供先	個人情報の提供先について賛成する。	

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
46 名簿情報提供先	自衛隊も避難支援等関係者にすべき。	自衛隊は、災害発生後に派遣される部隊が決めるため、平常時から名簿情報を提供しておくことは難しいですが、災害が発生した場合に、派遣された部隊へ提供し、避難支援等に当たっていただきます。
47 名簿情報提供先	提供先に消防機関を含まないのか。	消防機関への名簿情報の提供は、千葉市個人情報保護条例の規定により、事前に名簿情報を提供しており、避難行動要支援者名簿についても同様に提供いたしますので、条例に基づく提供先には挙げておりません。
48 名簿情報提供先	提供先に消防署は入っているのか。	
49 名簿情報提供先	名簿情報の提供先に民生委員を加えて欲しい。 対象者を日常的に見守っている主体の1つは民生委員であり、自治会等で支援の仕組みを構築する際には、助言連携できる有力な存在であると考えます。	民生委員への名簿情報の提供は、市長の実施機関として、事前に名簿情報を提供してきており、避難行動要支援者名簿についても同様に提供いたしますので、条例に基づく提供先には挙げておりません。
50 名簿情報提供先	個人情報の提供先に、民生委員・児童委員を入れるべき。	民生委員への名簿情報の提供は、千葉市から提供することになります。
51 名簿情報提供先	民生委員への情報提供は、千葉市社会福祉協議会を通じて行われるのか。	
52 名簿情報提供先	提供先(6)の規則で定めるものを内規等で例示して欲しい。	現在のところ提供先としては、(1)～(5)以外は考えておりませんが、要支援者の人数や所在、必要な避難支援等の態様など、地域の実情を適切に勘案しつつ、災害時に責任をもって避難支援にあたれると市が認めた団体について、名簿情報の提供先として定められるよう、規則に委ねることを条例に規定するものです。
53 名簿情報提供先	「規則」で定めるについて、明確に記述があった方が良い。	
54 名簿情報提供先	情報の更新のため、救命に関わる機関(警察、消防、自衛隊等)については、紙媒体ではなく電子媒体での情報共有が有効と考える。	災害による停電等を考慮し、紙媒体での情報の提供を原則とすることを考えておりますが、警察や消防については、電子媒体での情報共有するよう、協議してまいります。
55 名簿情報提供先	市から提供される情報は、毎年定期的に更新することをルール化してほしい。	名簿情報は、年1回の更新を予定しております。
56 個人情報適正管理	個人情報の適正管理について賛成する。	
57 個人情報適正管理	情報の適正管理に努めて欲しい。	町内自治会や自主防災組織等に名簿情報を提供する際に、市と協定を締結し、個人情報管理責任者を設置するなど、個人情報の漏えい等を防止する対策を講じます。また、避難支援等の用に供する目的以外に利用してはならないこと、知り得た個人の秘密を漏らしてはならないこと、個人情報の取扱状況を市が実地に検査できることを規定するほか、名簿情報の適正な取扱いに関するマニュアルを作成し、個人情報の適正な管理の確保に努めてまいります。
58 個人情報適正管理	提供先の、社会福祉協議会・自主防災組織・町内自治会・マンション管理組合で、守秘義務が守られるかが危惧される。また、漏えいが発生した場合の団体の対応を問題視している。	
59 個人情報適正管理	町内自治会への提供について、個人情報の管理に関して不安が大きい。	
60 個人情報適正管理	個人情報の提供先の管理体制は、一部を除き不十分であり、責任者を定め、また講習会を実施する等の意識の向上に努めて欲しい。	
61 個人情報適正管理	条例の実効性を高めるため、協定の締結は必要。	
62 個人情報適正管理	個人のプライバシーには、十分すぎるくらいに配慮して頂きたい。 条例で守秘義務の規定があるが、公務員のように職業として守秘義務を課せられている訳ではないので、守秘を確保することは現実的に不可能である。 名簿登録対象者の中には、様々な立場の人々が想定され、これらの人々の人権を守ることは極めて重要である。	
63 個人情報適正管理	自治会の役員を1年毎に交替しているため、守秘義務があっても、避難行動要支援者名簿は、周知の事実となる危険性がある。 理想としては、各自治会の班長が、自分のエリア内の自力避難困難者を把握する必要があると思う。 そして、各自治会の努力で、災害時のマニュアルを作る必要がある。 名簿を作っても、上手く生かされなければ、情報漏えいの危険性だけが残る。	
64 個人情報適正管理	漏えい防止のための措置の「協定」の中に、自治会や自主防災会が定める内規の例を示して欲しい。 安全管理についても、「必要かつ適切な措置」の例を標準として示してほしい。	

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
65 個人情報適正管理	<p>個人のプライバシーに配慮するため、本人の意思表示を確実な方法に改善して欲しい。</p> <p>1 制定の趣旨9行目 「本人から拒否の意思表示がない限り」 → 「本人の同意の意思表示を得て」 に改善する。</p> <p>2 提供する個人情報の対象者 2～3行目 「郵送により名簿に登載したことを通知し、個人情報の提供に関する拒否の意思表示があった場合は、平常時における自主防災組織や町内自治会等への提供をしません。」 → 「書留郵便等の郵送により名簿に登載したことを通知し、個人情報の提供に関する同意の意思表示があった場合に限り、平常時における自主防災組織や町内自治会等への提供をします。」 に改善する。</p>	<p>地域への名簿情報の提供については、これまで、本人の同意を得て、町内自治会や自主防災組織へ提供してきましたが、個別訪問の意思確認が進まず、名簿の多くが提供されなかったことから、迅速な避難支援等に資するため、条例を制定することとしましたので、ご理解をお願いします。</p> <p>意思確認をするにあたり、郵送する前や意思確認期間中に、市政だよりや市ホームページ等により繰り返し丁寧な周知を行うこととします。</p>
66 個人情報適正管理	<p>自治会の役員が変わるたびに、個人情報管理の取扱い協定を締結するのか。</p>	<p>名簿情報の適正な取扱いに関する協定は、団体としての町内自治会や自主防災組織と締結しますので、役員が変わるたびに締結するものではありません。</p>
67 個人情報適正管理	<p>「町内自治会」と「自主防災組織」と併記しているが、個人情報漏えいリスクを減らすため、「自主防災組織(組織がない場合には町内自治会)」と、どちらか一方になるようにした方が良い。</p>	<p>名簿情報の提供先については、避難支援等を実施するため、名簿情報の提供を希望し、協定を締結した町内自治会や自主防災組織等に提供するもので、すべての町内自治会や自主防災組織に、一律に提供するものではありません。</p>
68 個人情報適正管理	<p>当町内自治会では、会長が単年で交代する可能性があり、交代した時の「名簿の回収・引継ぎ・連絡等」を適時に行うための対応・対策を示して欲しい。</p>	<p>自治会の役員が交代した場合は、名簿情報及びその取扱いについて、新旧役員間で引継ぎをしていただきますが、名簿情報の適正な取扱いに関するマニュアルを作成し、町内自治会や自主防災組織にお示しする予定です。</p>
69 個人情報適正管理	<p>個人情報保護について罰則規定は必要と考える。</p>	<p>町内自治会や自主防災組織の構成員など職務としてではなく、善意に基づき無償で避難支援等に携わることから、名簿情報の受領について、過度な負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするのしないよう、守秘義務違反に対する罰則は設けていません。</p>
70 個人情報適正管理	<p>現在民生委員として預かっている名簿についても、活用方法がきちんと指示されておらず、活用方法の受け取り方は様々と思われる。</p>	<p>民生委員の方に、改めて、名簿の活用方法について、マニュアルを改正して、お示しいたします。</p>
71 個人情報適正管理	<p>町内自治会への提供範囲は、会長だけなのか。自治会の役員等構成者全員になるのか。</p>	<p>町内自治会内での共有範囲は、各町内自治会や自主防災組織の支援体制によることとなりますが、災害時の避難支援等に必要な範囲内で共有していただくこととなります。</p>
72 個人情報適正管理	<p>民生委員へ提供されている名簿も、本人の同意が取れていないという理由から、制約を課せられていたが、自治会に対しても制約を課すのか。 名簿の活用に際し、取り扱い方にどのような制約を設けるのか。</p>	<p>災害時の避難支援等の目的の範囲内という制約はありますが、その範囲内で名簿情報を活用することができます。</p>
73 個人情報適正管理	<p>個人情報の適正管理のうち、利用・提供の制限の文章がわかりにくい。</p>	<p>条例への規定は的確な表現に努めるとともに町内自治会や自主防災組織へ名簿情報を提供する際には、わかりやすい表記に努めます。</p>
74 個人情報適正管理	<p>個人情報の適正管理のうち、利用の提供・提供の制限の文章がわかりにくい。</p>	
75 個人情報適正管理	<p>「利用・提供の制限」として、他目的に使用することは難しいと思うが、以下の二つのケースを考慮に入れた対応ができないか、検討して欲しい。</p> <p>1. 協力員による「ごみ出し」支援の補助金の対象が、「避難行動要支援者名簿」とかなりの部分で重なるので、ごみ出し支援問題にも当該名簿が使用できれば好都合である。</p> <p>2. 当自治会においても、現在、独居老人、高齢者夫婦等の支え合い活動を企画中であり、活動の充実化のためにも当該名簿が使用できれば好都合である。</p> <p>この二つのケースに当該名簿を使用するにあたっては、個人情報の適正管理を忠実に実行することが絶対的条件である。</p>	<p>平常時における個人情報の利用については、避難支援等の目的の範囲内で行っていただくこととなります。</p>
76 個人情報適正管理	<p>地域では、高齢者の孤独死対応に苦慮しており、平常時個人情報として使えるよう提案する。</p>	

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
77 個人情報適正管理	個人情報の取扱いについて、関知できる範囲を限定しすぎると、いざという時に役に立たなくなるので、ある程度までオープンにする必要があることを、住民に周知徹底してほしい。	災害時の避難支援等の目的のため、町内自治会や自主防災組織内の必要な範囲で名簿情報を共有することを周知してまいります。
78 個人情報適正管理	市の守るべき責務が書かれていない。	本条例は、市民が避難行動要支援者の名簿情報を共有して、利用するための根拠となる条例を制定するものです。この条例に基づいて、町内自治会や自主防災組織等が避難支援等活動を円滑に実施できるよう周知啓発に努めます。なお、名簿情報を提供する際には、市と協定を締結し、個人情報の漏えい等を防止する対策を講じます。また、目的外利用の制限や守秘義務等を条例に規定するほか、名簿情報の適正な取扱いに関するマニュアルを作成し、個人情報の適正な管理の確保に努めてまいります。
79 避難支援	町内自治会・自主防災組織が行う支援の流れを示して欲しい。	支援は、避難のための情報伝達、安否確認、避難支援をしていただくことを想定しておりますが、支援者が法的義務を負うものではなく、支援者自身の生命、身体の安全を確保していただいた上で、可能な範囲内で支援をしていただくこととしております。そのためにも、平常時から町内自治会や自主防災組織等の支援者と避難行動要支援者との間で、災害発生時の具体的な避難支援等について、話し合っていたこととなります。また、支援の流れについては、災害時地域支えあい事業に取り組み、「支えあいカード」を作成していただき、災害発生時には、「支えあいカード」を使用して避難支援等に当たっていただくことを想定しておりますが、別途マニュアルを作成し、町内自治会・自主防災組織にお示しする予定です。
80 避難支援	名簿提供後のイメージを表示して欲しい。	
81 避難支援	今回の条例において、「支援」とはどのような行動を町内自治会・自主防災組織に要望しているのか。安否確認の連絡だけで良いのか、救出支援をしなければならないのか、はっきりとコメントして欲しい。	
82 避難支援	高齢化が進んでいる今、支援する側の人たちがその役割を果たせるかが疑問である。	
83 避難支援	受け取る側が、もらった情報をどのように管理し、活用していくかが問題である。また関連する組織間の情報共有と連携が不十分である。情報が提供されるまでに、情報の管理方法、活用方法、連携方法などを話し合っていきたい。	
84 避難支援	名簿が整備された場合でも、災害時に登録された方々すべてに救助の手が届くとは言い切れず、やむを得ないとして割り切れるか。	
85 避難支援	町内自治会等の避難支援は、努力目標とすること。	
86 避難支援	避難支援の終了は、何時の時点とするのか。(避難所の市職員に引き渡した時か)	
87 避難支援	避難支援中における、事故等に対する法的責任の所在を明記してほしい。	
88 避難支援	提供拒否者及び自治会未加入者の避難支援は、民生委員が望ましい。	提供拒否者や自治会未加入者に対しては、町内自治会・自主防災組織のほか、警察、消防、民生委員や市職員が連携して、避難支援等に当たることと考えております。
89 避難支援	避難支援者宅に、搬送に使用する車椅子等を補助金支援で、常備することを義務付ける必要がある。	自主防災組織資機材購入・賃借助成の中で、担架等の避難支援等に必要な物資の購入の助成を実施しております。
90 避難支援	その人の見聞きされたくない情報に触れることになるため、活動にあたっては自治会自体が心して取り組む必要があると考える。	地域における支援体制の構築の推進のため、支援体制の参考例を、マニュアルでお示しする予定です。
91 その他	東日本大震災では、障害者が避難先で、意思を的確に表現できなかったり、支援する側の手が回らなかったりしたため、障害者が我慢するケースが多かった。障害者の支援の技術を身につけ、ボランティア活動に積極的な人がいることを行政サイドがもっと認知して、活用すべき。	専門的な知識・技術を有するボランティアの方々との連携については、「千葉市地域防災計画」等により、効果的な応急対策の実施に努めてまいります。

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント手続き意見一覧

	意見の種類	意見・質問(概要)	意見に対する本市の考え方
92	その他	個人情報保護の関係から、自治会内で、住民の情報が把握できておらず、自主防災組織の活動が出来ない。 条例の制定を市政だより等で、説明普及して欲しい。	条例制定後、名簿情報の提供までの間に、市政だより、市のホームページ等により、お知らせしていく予定です。
93	その他	個人情報適正管理のうち、(4)の守秘義務について、「より」は比較の意で使用するので、「避難支援によって」と改める。	ご意見のとおり、「より」は比較の意で使用しますが、「により」は、理由や原因の意で使用します。
94	その他	個人情報の適正管理で、文章にこと止めが多い。	条例への規定は的確な表現に努めるとともに、町内自治会や自主防災組織へ名簿情報を提供する際には、わかりやすい表記に努めます。
95	その他	議会提出前に、千葉市聴覚障害者協会及び聴覚障害者に対して、条例案について説明会を開催し、個人情報提供先での細やかな守秘義務及び配慮の是非について説明してほしい。	ご要望どおり説明会を開催させていただき、ご説明いたします。
96	その他	各対象者の障害の特性を理解し、どういう支援が必要かを勉強して欲しい。	本条例は、避難行動要支援者名簿の情報提供に関し規定するものです。障害の特性等具体的な支援に関することは「千葉市災害時要援護者支援計画」等において、対応してまいります。
97	その他	発災直後、避難所における手話通訳者不在期間の聴覚障害者に対する情報保障及びコミュニケーション保障の方法を提起したい。	本条例は、避難行動要支援者名簿の情報提供に関し規定するものです。避難所における支援に関することは、「千葉市地域防災計画」等において、引き続き検討を重ねてまいります。
98	その他	市政だよりのネット新聞(DVD等)の発行を検討して欲しい。	担当部署で検討をします。